

議案第31号

大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一
部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年3月4日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例

大田原市議会議員及び大田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び法」を「、法」に、「並びに市長の選挙における」を「及び」に改める。

第9条中「大田原市長の選挙における」及び「（以下「市長選挙の候補者」という。）」を削る。

第11条中「市長選挙の」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。